

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和4年7月7日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

甲府市官民連携まちなか再生推進支援業務

2 業務概要

本業務は、まちなかエリアにおいて、官民の豊富なストックの活用によりエリア価値を高め、新たなライフスタイルの創出を目指す「未来ビジョン」の令和5年度策定に向け、現況整理及び多様な関係者（行政・市民・関係団体等のステークホルダー）による策定・実施体制のあり方検討及び体制の構築、並びにまちづくりの方向性整理を行い、ビジョン策定及び実現に向けた素地の構築を行うことを目的とする業務である。

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

4 参加資格要件

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中でないこと。
- (3) 公告日現在、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に

基づく指名停止措置の期間中でないこと。

- (4) 本市の入札参加資格を有していない場合は、公告日現在、国及び他の地方公共団体において、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団、又は参加事業者の役員が、同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

## 5 手続き等

### (1) 実施要領等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等を、甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

### (2) 提出方法等

参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

## 6 連絡先

甲府市企画財務部政策推進室地域デザイン課

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-237-5060

電子メール：cdezain@city.kofu.lg.jp